

【2000年12月19日】「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する政令案要綱」及び「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」(諮問書、要綱)
労働者災害補償保険審議会

労働者災害補償保険審議会

「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱」(別紙1)及び「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」(別紙2)について貴会の意見を求める。

平成12年12月19日

労働大臣 坂口力

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 有期事業以外の事業であって当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているもの(当該保険年度において十月一日以降に保険関係が成立したものを除く。)についての労働保険料の概算保険料及び増加概算保険料の延納に係る納期を、八月一日から十一月三十日までの期分については九月十四日に、十二月一日から翌年三月三十一日までの期分については十二月十四日に延長するものとする。 (第二十七条第二項及び第三十条第二項関係)

第二 この省令は、平成十三年四月一日から施行するものとする。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

一 二次健康診断等給付の方法等

- (一) 二次健康診断等給付は、労働福祉事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所において行うものとする。
- (二) 都道府県労働局長は、二次健康診断等給付を行う病院若しくは診療所を指定し、又はその指定を取り消すときは、当該病院又は診療所の名称及び所在地を公告しなければならないものとする。
- (三) (一)の都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所は、それぞれ省令で定める様式による標札を見やすい場所に掲げなければならないものとする。

二 二次健康診断等給付に係る検査

- (一) 当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに当該労働者に対し二次健康診断等給付を行うこととなる、一次健康診断における血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を次のとおりとすること。

イ 血圧の測定

ロ 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)又は血清トリグリセライドの量の検査

ハ 血糖検査

ニ 次の式により算出した値に基づく肥満度の測定

体重(単位：kg)/身長(単位：m)/身長(単位：m)

- (二) 二次健康診断として行う脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査を次のとおりとすること。

イ 空腹時の血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査

ロ 空腹時の血中グルコースの量の検査

ハ ヘモグロビン A1c 検査 ((一)の一次健康診断において当該検査を行った場合を除く。)

ニ 負荷心電図検査又は胸部超音波検査

ホ 頸部超音波検査

ヘ 微量アルブミン尿検査(ただし、(一)の一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された場合に限る。)

三 二次健康診断結果の提出期間

事業者が労働者の二次健康診断の結果について医師等から意見聴取を行わなければならないこととなる当該結果の証明に係る書面の労働者から事業者への提出期間は、当該二次健康診断の実施の日から三箇月とすること。

四 二次健康診断等給付の請求

(一) 二次健康診断等給付の支給を受けようとする者は、次のイからへまでに掲げる事項を記載した請求書を、当該二次健康診断等給付を受けようとする病院又は診療所(以下「健診給付病院等」という。)を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

イ 労働者の氏名、生年月日及び住所

ロ 事業の名称

ハ 直近の一次健康診断を受けた年月日

ニ ハの一次健康診断の結果

ホ 健診給付病院等の名称及び所在地

ヘ 二次健康診断等給付を受けようとする年月日

(二) (一)の請求書には、(一)のハの一次健康診断において二の(一)の検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明することができる書類を添えなければならないものとする。

(三) (一)のハに掲げる事項及び(二)の書類が(一)のハの一次健康診断に係る書類であることについては、事業主の証明を受けなければならないものとする。

(四) 二次健康診断等給付の請求は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、一次健康診断を受けた日から三箇月以内に行うものとする。

五 二次健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

二次健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取は、(一)及び(二)に定めるところにより行わなければならないものとする。

(一) 二次健康診断の結果を証明する書面が事業主に提出された日から二箇月以内に行うものとする。

(二) 医師等から聴取した意見を労働安全衛生規則に規定する健康診断個人票に記載するものとする。

六 施行期日等

(一) この省令は、平成十三年四月一日から施行するものとする。

(二) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二次健康診断等給付のスキーム

